

## 2020 年度品質目標

【工事部】	【営業部】	【総務部】										
<p>『検査点数の向上』</p> <table border="1"> <tr> <td>県土木工事</td> <td>87 点以上</td> </tr> <tr> <td>県とび土工事（法面）</td> <td>80 点以上</td> </tr> <tr> <td>県とび土工事（交安）</td> <td>75 点以上</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（土木工事）</td> <td>79 点以上</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（維持工事）</td> <td>79 点以上</td> </tr> </table>	県土木工事	87 点以上	県とび土工事（法面）	80 点以上	県とび土工事（交安）	75 点以上	国土交通省（土木工事）	79 点以上	国土交通省（維持工事）	79 点以上	<p>『利益・売上目標の達成』</p>	<p>1. 安全運転意識の向上と 事故・違反の減少</p> <p>2. 有給休暇の取得率アップ</p> <p>3. 資格の取得及び技能向上</p>
県土木工事	87 点以上											
県とび土工事（法面）	80 点以上											
県とび土工事（交安）	75 点以上											
国土交通省（土木工事）	79 点以上											
国土交通省（維持工事）	79 点以上											
<p>完成検査 目標点数以上</p> <p>・工事責任者は、目標を掲げ、工事責任者の自覚のもと、目標達成を目指す。</p> <p>・実施項目</p> <p>※ 品質証明員を選任して、各段階事の立会検査・社内最終検査の実施及び記録の整理（社内パトロール時に、各段階の記録を確認する）</p> <p>※ 下請業者に対する施工体制・施工状況を把握し、作業成果の検査及び工事完成までの記録の整理</p>	<p>① 営業会議で利益・売上の進捗状況と今後の見込みを把握する。（1 回／月）</p> <p>② 見積提出時に見積予算を作成し予算を把握し受注活動を行う。</p>	<p>○安全運転意識の向上と事故・違反の減少</p> <p>・交通安全（無事故・無違反）を目指すために、チャレンジ 123 に参加し、意識を高める。</p> <p>・運転記録証明書を活用して、状況を把握・指導する。</p> <p>○有給休暇の取得率アップ</p> <p>・有給休暇取得増をすすめる。</p> <p>・有給休暇取得状況を毎月チェックする。</p> <p>○資格の取得及び技能向上（土木施工管理技士 合格率アップ）</p> <p>・実務経験記述問題の添削指導。</p>										

## 2020 年度環境目的・目標

目的	目標
環境リスク低減	<p>施工段階の環境法規制等順守評価</p> <p>①作業所法規制の特定及び順守評価</p> <p>②環境パトロール実施の徹底</p>
資源循環・有効利用	<p>廃棄物分別率の向上（混合廃棄物の削減）</p> <p>マニフェスト電子化率 95%以上</p>
社会貢献活動の推進	<p>地域清掃活動を実施する（年 6 回）</p>

## 2020 年度労働安全衛生目標

種別	目標	実施手段
工事現場	墜落・転落災害の防止	<p>①開口部、作業床の端には、手すり、中さん等の墜落防護措置の設置及び注意喚起の表示を徹底</p> <p>②高所作業時、墜落時の身体への衝撃が少ないフルハーネス型安全帯の使用と二丁掛けの普及促進</p> <p>③法面保護工等でのロープ高所作業におけるライフラインの確保等、危険防止措置の徹底</p> <p>④足場及び法面小段等の作業通路の始業前点検の実施（躓きや落下物の除去）</p> <p>⑤足場入口への「安全帯着用」を呼びかける人感センサーの設置</p>
	建設機械・クレーン等災害の防止	<p>①作業範囲内の立入禁止措置等、災害防止対策の徹底</p> <p>②荷のつり上げ作業時は、つり荷の下への立入禁止措置の徹底</p> <p>③重機及び工事用車両移動時の誘導員配置の徹底</p> <p>④荷崩れ防止対策として適切な積み込み、確実な固定と運転方法の 3 原則の厳守</p>
	熱中症の防止	<p>①作業者の作業開始前、作業中及び終了時における体調確認と適正配置の徹底</p> <p>②計画的に暑熱へ慣れさせる期間（順化期間）を設ける等の配慮</p> <p>③WBGT 値（暑さ指数）に基づき、適切な休憩設備や休憩時間の確保、また、十分な水分、塩分等の補給</p> <p>④熱中症予防のための健康 KY の実施</p> <p>⑤熱中症に関する健康状態自己チェックシート（朝礼時、休憩時）による健康管理の徹底</p>
業務全般	交通事故（人身）発生件数ゼロ	<p>①脇見運転をしない。</p> <p>②車間距離を十分にとる。</p> <p>③規制速度を順守する。</p>
衛生	健康づくりの推進	<p>①健康診断及びアフターケアの実施</p> <p>1 次健診 7 月（50 歳以上の希望者には付加健診）</p> <p>1 次健診の結果を調査し事後指導</p> <p>②ストレスチェックの実施</p>